

議案第62号

米原市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

米原市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成28年5月27日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成28年厚生労働省令第12号）の施行に伴い、改正の必要を認めたため、この案を提出するものである。

米原市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

米原市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年米原市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項第4号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

米原市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>米原市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例</p> <p>第1条～第8条 略</p> <p>(職員)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>(5)～(9) 略</p> <p>4・5 略</p> <p>第10条以下 略</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>米原市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例</p> <p>第1条～第8条 略</p> <p>(職員)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>(5)～(9) 略</p> <p>4・5 略</p> <p>第10条以下 略</p>